

# 平成 30 年度後期学生大会 委任状について

文責 島田 能孝

学友会常任委員会が開催している学生大会では、代表者もしくは副代表者の都合が合わず出席できない場合、委任状を提出することで代理での出席を申請することができます。

なお、今回の委任状に関しましては、今年度前期までと異なり Excel での提出となります。そのため、委任状を提出する際に各団体で紙を印刷する作業や学友会室へ足を運ぶ必要がなくなります。

委任状を提出する場合は、以下の注意事項をよく読んでください。以下の事項が守られていない場合、委任状を受理することができなくなります。

- 提出先…学友会メールアドレス([stdass@ed.tus.ac.jp](mailto:stdass@ed.tus.ac.jp))
- 提出期間…11/15(木)～11/29(木) 18：40
  
- 委任状は、学友会 Web ページからダウンロードしてください。ファイルは 11/14(水)に学友会 Web ページにアップロードする予定です。
- 代表者・副代表者のそれぞれが委任状の提出を必要とする場合、2つ必要となります。なお、その際にまとめて提出する必要はありません。
- 代表者あるいは副代表者が他の団体の代表者あるいは副代表者を兼任している場合、1つの団体としてのみしか学生大会の出席ができません。そのため、1枚以上の委任状の提出が必要となります。
- 学生大会は学友会員の参加が前提ですので、代理人の方も学友会員である必要があります。また、代理人は団体メンバー表に記入した方の中から選出して下さい。
- 代理人の方が書く箇所に、学友会 ID を記入する欄があります。ここが記入できていない場合、代表者と代理人との間で合意が無いものとみなしますのでご注意ください。なお、学友会カードを紛失された方は、学友会メールアドレスまでお問い合わせください。また、学友会室へ来室していただければ、学友会カードの再発行も承ります。
- 代理人を立てない場合も委任状の提出は可能です。但しその場合は通常の出席扱いにはならず、「委任状を提出したうえでの欠席」となり、サークルポイントの加点が少なくなります。サークルポイントの詳細につきましては、団体代表者会議、後期新規団体向け登録説明会で配布した「平成 30 年度学友会団体登録申請規約」をお確かめください。
- 11/29(木)18：40 以降の委任状の提出は一切認めません。従って、当日急病などによる欠席を危惧される方は、事前に委任状を代理の方に託すなどの対策を各自でお取りください。

➤ 記入手順は以下の通りです。

① 会議を欠席する人(代表者もしくは副代表者)

- ✓ 団体正式名称(必ず団体登録の際に申請した団体名を記入してください)
- ✓ 役職(代表者か副代表者を選択してください)
- ✓ 学籍番号
- ✓ 氏名
- ✓ 理由(理由が不明確の場合、受理することができないことがあります)

② 会議に代理出席する人(団体メンバー表に記載している方のみ記入することができます)

- ✓ 学籍番号
- ✓ 氏名
- ✓ 学友会 ID(代理で出席する方は学友会員である必要があります)

※止むを得ず代理が出せない場合は②の記入は必要ありません。ただし、通常の出席よりサークルポイントは少なくなります。

※以上の記入が守られていない場合、再提出していただきます。

- 委任状を提出した場合、必ずこちらからメールを返信いたします。メール送信後1週間以上返信が来なかった場合は、お手数をおかけいたしますが再度ご連絡をお願いいたします。また、返信文内に「再提出」の文字があった場合は、委任状を受理しておりませんので、提出期限までに再提出をお願いいたします。
- メールが送信できなかった等による提出トラブルに関しましてはこちらでは一切責任を負いません。
- 例年、期限直前の提出で、書類の不備等により委任状が受理できないという事例があります。余裕を持った提出にご協力をお願いいたします。
- 委任状を提出した場合のサークルポイントは以下の通りです。
  1. 代理出席者がいる場合  
→通常のサークルポイントの配分と同様になります。
  2. 代理出席者がいない場合(委任状欠席)  
→1人の委任状欠席に対し、2点のサークルポイントを付与いたします。

学生大会では、学友会団体登録申請規約に基づき、以下のようにサークルポイントが付与されます。

- ◆ 代表者(副代表者)あるいはその代理が遅刻なしで出席…5点
- ◆ 代表者(副代表者)あるいはその代理が遅刻した場合…3点
- ◆ 代表者(副代表者)あるいはその代理が欠席した場合…0点

なお、代表者・副代表者それぞれでサークルポイントを付与しています。

(例)代表者・副代表者が共に遅刻なしで出席の場合

→代表者の出席で5点、副代表者の出席で5点の計10点がサークルポイントとして付与されます。

※サークルポイントが60点以上なければ、4月に開催予定の課外活動ガイダンス(新歓)に参加することができません。

何かご不明な点等がございましたら、学友会メールアドレスまでお問い合わせください。